

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2020年6月1日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

4月28日以降誕生した子も10万円支給へ 市への要望一部実る！札幌市が特別支援金創設



札幌市は、特別定額給付金基準日の翌日(4月28日)から緊急事態宣言解除日(5月25日)までに生まれ、5月25日時点で札幌市に住民登録がある人を対象に1人10万円を支給する「緊急事態宣言に伴う札幌市特別支援金」を創設します。

札幌市は、6月の第2回定例会市議会に、補正予算の追加提案を予定しています(期間中に生まれた子は約1300人を想定)。

新婦人連本部・道生連・札幌社保協・道社保協も要望

「特別定額給付金」の給付手続きが始まっていますが、この給付金は、4月27日(基準日)の住民基本台帳に記載されている人が対象です。そのため、4月28日以降に生まれた新生児は対象になりません。新婦人連本部・道生連・札幌社保協・道社保協は、5月18日、札幌市に対して、新型コロナウイルスで国民の苦労は続いているので、「基準日」後に生まれた新生児にも1人10万円を給付することを申し入れていました。

申請受給権者

受給対象者の母親(もしくは父親)

申請と給付方法

札幌市から申請受給権者に送付する申請書に必要事項を記載し、本人確認書類等を添付の上、郵送により申請する。

給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座へ振り込む

給付開始日 6月中を想定

学生が「住宅確保給付金」対象の場合も 制度はフルに利用を！

さっぽろ青年ユニオンに相談した学生Aさんは、「住居確保給付金」の手続きができました。「住居確保給付金」は、離職等によって収入が減り、住居喪失またはその恐れがある場合、家賃相当の給付金を支給する制度です(原則3カ月、最大9カ月)。厚労省の「住居確保給付金のQ&A」には「(学生は)基本的には支給対象者とならない」との記載がありますが、「ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になると考えられる」との記載もあります。

仕送りがほとんどなく、奨学金とアルバイトとで生活

Aさんは、親元を離れ一人暮らしをする専門学生です。仕送りはほとんど受けられず、奨学金6万円と飲食店でのアルバイト代の月8万円で生計を立てていました。しかし3月末、通知もなくバイト先を突然解雇されました。バイト代は日払いで現金手渡しだったため、解雇された時点で奨学金以外の収入が途絶えてしまいました。4万円の家賃の支払期限

バイトの突然解雇で家賃の支払い困難にも迫っていました。

さっぽろ青年ユニオンに相談して、住居確保給付金の申請をしました。申請窓口では、「学生」ではあるが「世帯の生計維持者」で他に収入援助が受けられないことを担当者に説明すると、「学生でも給付可能」と手続きを進めることができました。なお、バイト先の不払い残業代については現在交渉中です。

さっぽろ青年ユニオンは、「使える制度はフルに活用して生活を守りましょう」と呼びかけています。
労働相談日記【学生でも使える『住居確保給付金制度』】 2020年5月30日より

相談活動を (相談会の予定)



全国いっせい いのちとくらしを守るなんでも電話相談会 6月6日(土) 10時~22時

☎ 0120-157930 (ひんこんなくそう)

*札幌と函館でも電話設置

くらしのSOSなんでも電話無料相談 6月11日(木) 10時~16時 ☎0800-080-0058 (無料)

新型コロナSOS!なんでも相談会 6月13日(金) 13時30分~19時 北見市民会館